

【2】律蔵の規定と原始仏教聖典にみる仏弟子たちの遊行

[0] 以上は釈尊の遊行について調査した。しかし通説では、はじめ仏弟子たちも遍歴を行っていたが、やがて僧院ができるのと定住するようになったというのであるから、仏弟子たちの遊行がどのようなものであったのかということも調査しておかなければならない。

[1] まず最初に律蔵の規定からそれを探ってみよう。遊行に関する律蔵の規定には次のようなものがある。

[1-1] 律蔵においては、『パーリ律』では比丘尼・波逸提 040 に「雨安居を終えたら遊行しなければならない」と定められている。しかしそれは

安居を終えたらたとい 5、6 由旬でも (*chappañcayojanāni pi*) 遊行に出なければならない (*cārikaṃ na pakkameyya*)。同伴比丘尼 (*dtiyikā bhikkhuni*) を求めるも得られないときは不犯。

というものである。律蔵の規定における 1 由旬は約 6.5km であるから (1)、6 由旬は約 40km に相当する。

「5、6 由旬でも」とするところを、他の漢訳律では『四分律』「(比丘尼)波逸提 096」(大正 22 p.746 中)、『五分律』「(比丘尼)波逸提 094」(大正 22 p.089 中)、『十誦律』「(比丘尼)波夜提 096」(大正 23 p.322 下)、『僧祇律』「(比丘尼)波逸提 135」(大正 22 p.542 中)のすべてが「1 宿」とし、『根本有部律』「(比丘尼)波逸底迦 102」(大正 23 p.1003 中)は「不離旧処人間遊行」とするから、これが「遍歴」をしなければならないという規定でないことはいままでもないであろう。しかもこれはただ独りでの遍歴ではなく、求めても同伴する者が得られない場合には不犯とされているから、むしろ伴侶と共に遊行する方が望ましいわけである。もっともこれは比丘尼に対する規定であるから、その特殊性を考慮しなければならない。

しかしながら、比丘に対してはこのような規定はないから、少なくとも律の規定上は、比丘は「遍歴」どころか「遊行」さえも義務ではなかったということになる。

(1) 「モノグラフ」第 6 号に掲載した【論文 4】「由旬 (*yojana*) の再検証」参照

[1-2] しかしながら規定ではないが、律蔵には次のような記述が見いだされる。

その時釈尊は王舎城において雨期も冬も夏も過ごされたので (*vassaṃ vasi, tattha hemantaṃ, tattha gimhaṃ*)、人々が「沙門釈氏らには四方に道がないが如くである」と非難した。そこで釈尊は阿難に僧院全体に「世尊は南山に遊行 (*cārika*) されるから、欲する者は来れ」とふれさせた。比丘たちは 10 年間は依止しなければならないという規定があるから、もし和尚や阿闍梨たちが行かないのなら行けないということで参加する者が少なかった。釈尊は南山から帰られてからこのことを聞き、「聡明有能なる比丘は 5 年の間、不聡明な比丘は命終わるまで依止することを許す」と改められた。

『パーリ律』「小品」(vol. I p.079)

というのである。『四分律』は「今諸外道出家学道春夏秋冬夏人間遊行。此沙門釈子聚住此間不余処遊行」(大正 22 p.805 下)、『五分律』は「沙門釈子樂著一処四時不動与世人何異」(大正 22 p.116 中)という非難であったとする。

このように釈尊や比丘たちが遊行に出なかったことに対して非難が生じたというのであるから、一般世間には他の宗教者たちが行っていた遊行を釈尊やその弟子たちも行うべきであるという空気があったことが推測され、比丘たちはこの空気を尊重したであろうと考えられる。ただしこの非難の背景に「遍歴」があったかどうかは分明ではない。

[1-3] それにも拘わらず釈尊は遊行を律の規定として、必ず行わなければならないものとは定められなかった。ここにこそ釈尊の遍歴に対する姿勢が現れているということができ、それを次の規定が明らかに示している。すなわち *Vinaya* 「自恣鞞度」 (vol.I p.177) に、

ある比丘らがコーサラ国の1住处において雨安居に入った。彼らは和合して、共に喜び、争うことなく住することができる1つの安楽な僧院 (*phāsuvihāra*) を得た。そこで、彼らはこのように考えた。もし我らがここで自恣を行うならば、比丘らは自恣を終わって遊行に出なければならない (*cārikam pakkameyyum*)。そうすれば安楽な僧院を失うであろう、我らはどうすればよいであろうか、と。世尊にこれを報告すると、世尊は「かの比丘らは、自恣の摂取 (*pavāraṇāsaṃgaha*) を行うことを許す」と説かれた。というのである。「自恣の摂取」というのは、白二羯磨を行って、本来は自恣を行うべき日に布薩を行い、自恣を1ヶ月遅れの後安居の最終日に延ばすことを決定することである。このように和合して安楽に住しているなら、遊行に出かけるのを1ヶ月延期してよいというのであって、僧院の中で和合しながら安楽に修業することの方にも価値が置かれていたことがわかる。

したがって

そのとき釈尊は伊車能伽羅国の伊車能伽羅林に住された。ときに釈尊は比丘らに「これから半月、私は坐禅をする。比丘らは乞食と布薩を除いて、遊行してはならない」と告げられた。『雑阿含』481 (大正02 p.122中)

というように、一時的であるとはいえ、遊行を禁止されたという文章さえ存するし、また次のようにいたずらな長い遊行を益なしとし、正しい遊行を勧める言葉も存する。

比丘らよ、これらは長遊行 (*dīghacārika*) ・不定遊行 (*anavatthacārika*) をしばしばなして住する者の (*anuyuttassa viharato*) 五失 (*pañc' ādinava*) である。すなわち、未聞を聞かず、已聞を浄めず、一分の已聞に無畏ならず、重い病患にかかり、友なし。比丘らよ、これらは正しい定まった遊行 (*samavatthacāra*) の五徳 (*pañc' ānisamsā*) である。すなわち、已聞を聞き、已聞を浄め、一分の已聞に無畏であり、重い病患にかからず、友を有する。AN.005-023-221 (vol.III p.257)

比丘らよ、これらは長遊行・不定遊行をしばしばなして住する者の五失である。すなわち、未得を得ず、已得を退き、一分の已得に無畏ならず、重い病患にかかり、友なし。比丘らよ、これらは正しい定まった遊行の五徳である。すなわち、未得を得、已得を退せず、一分の已得に無畏であり、重い病患にかからず、友を有する。AN.005-023-222 (vol.III p.257)

釈尊は比丘たちに「長く遊行する人には5つの艱難がある。すなわち、法教を誦せず、誦する法を忘失し、定意を得られず、三昧を得ても之を忘失し、法を聞いてもよく持てないことである。また多く遊行しない人には5つの功德がある。すなわち、未だ曾て得られない法を得られ、法を得て忘失せず、多聞であってよく所持あり、よく定意を得、

三昧を得て之を忘失しないことである。それ故に比丘らよ、多く遊行をすることなかれ」と説かれた。『増一阿含』033-007 (大正02 p.688下)

このようにむしろやたらに遍歴するよりは、適度の正しい遊行がなされるべきであるというのが釈尊の姿勢であったということがわかる。

ところでこの正しい適度の遊行というのは、法を聞くことができ、友が得られ、健康を害しないような遊行とされているのであり、また長期の・定まらない遊行は益がないとされるのであるから、これが雨期以外の8ヶ月に及ぶ、独りでなされる一所不住の「遍歴」を意味するものではないことはいうを待たないであろう。

なお漢訳仏教聖典の中に用いられる「遊行」という言葉には、先の『雑阿含』481が「乞食と布薩を除いて遊行してはならない」というとおり、乞食や布薩のために移動する程度のものも含まれるのであって、このことについては[5-3]において改めて触れる。

[1-4] また律蔵の「儀法毘度」には、遊行してやってきた客比丘 (*āgantuka bhikkhu*) がどのように僧園を訪れるべきかという儀法 (*vatta*) と、旧比丘 (*āvāsika bhikkhu*) が遊行してきた客比丘をどのように僧院に迎え入れるべきかという儀法が規定されている⁽¹⁾。このような規定があるということは、遊行が日常的に行われていた証左となるが、この規定における客比丘は '*āgantukā bhikkhū*' と複数形で表されており、遊行は集団でなされることが多かったことを物語っているようにも解される。

また「布薩毘度」には、布薩の日に旧比丘が客比丘のやってきていることを知らないで布薩を行った時の処置法が規定されており⁽²⁾、「自恣毘度」には自恣の日の同じような状況にある場合の処置法が規定されている⁽³⁾。これらの規定はやってきた客比丘の数が多い時にはやり直し、等しい場合と少ない場合はすでに行った部分は有効とされるという前提で定められている。したがってこれも遊行が集団でなされることが多かったことを物語っているのである。

しかしながら同じく「布薩毘度」には、その住処に3人、2人、1人しかいない場合の布薩の行い方も定められており⁽⁴⁾、これは遊行中にも適用されるであろうから、1人で遊行することも予想されていたことはいうまでもない。

(1) 『パーリ律』(vol. II p.207以下)、『四分律』「法毘度」(大正22 p.930下)

(2) 『パーリ律』(vol. I p.132以下)、『四分律』(大正22 p.827中以下)、『五分律』(大正22 p.127中)、『十誦律』(大正23 p.161下以下)

(3) 『パーリ律』(vol. I p.165)、『四分律』(大正22 p.841上)、『十誦律』(大正23 p.167中)

(4) 『パーリ律』(vol. I p.124)、『四分律』(大正22 p.821中)、『五分律』(大正22 p.123中)、『十誦律』(大正23 p.160上)

[1-5] また「儀法毘度」には、遠行比丘の儀法 (*gamikānaṃ bhikkhūnaṃ vatta*) が定められている。これは

木具・工具を収め、戸・窓を閉め、臥座処を託して (*āpucchā*) 去らなければならない。もし比丘がいなければ沙弥に、沙弥がいなければ守園人 (*ārāmika*) に託すべし。もし比丘・沙弥・守園人がいなければ、4つの石で臥床 (*mañca*) であることを知らせ、臥床の上に臥床を置き、坐床 (*piṭṭha*) のうゑに坐床を置き、臥坐具を上積んで、臥坐具を置いて、木具・工具を収め、戸・窓を閉めて出発すべし。 *Vinaya* (vol. II p.211)

というものであって、おそらくこの「遠行比丘」という言葉は (1)、またもとのところに戻ってくるということを前提とするものであったと思われる。先に紹介した非難があって南山に遊行に出られた釈尊も再び王舎城に戻られたのであるから、比丘の場合の遊行は多くはもとの住処に戻ったのであろう。「客比丘」に対する「旧比丘」の原語は ‘āvāsika bhikkhu’ であって、‘āvāsika’ は「ずっと住んでいる」という意をもつ ā-√vas を語源とするのであるから、「客比丘」も本処に還れば「旧比丘」であったのであろう。

ちなみに、原始仏教聖典の記述の中には、遊行に出てまたもとの住処に帰ってくるという趣旨を表す文章は数多く見いだされる。そのいくつかを紹介しておく。

『十誦律』「尼薩耆 005」(大正 23 p.043 上) : そのとき迦留陀夷は笈多比丘尼と旧知の仲でよく行き来していた。ときに彼が2ヶ月間、他国を遊行して舎衛国に戻ってきた。

『十誦律』「(比丘尼) 波夜提 176」(大正 23 p.344 中) : そのとき迦留陀夷と笈多比丘尼とは旧知であった。ときに彼が2ヶ月の他国での遊行を終え、舎衛国に戻ってきたので、彼女は彼のもとにやって来た。

『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 016」(大正 23 p.738 上) : そのとき六群比丘は「将行の供養(送別の供養)を得るために遠くに遊行しよう」と相談していた。彼らは迦留陀夷を留守番役として残し、泥波羅国(Skt. Nepāla)へ向う商人らと遊行に出た。暫くして帰りたくなり、羊毛を運ぶ別の商人らと帰路に就いた。

『四分律』「(比丘尼) 僧残 004」(大正 22 p.718 中) : そのとき拘薩羅国の波斯匿王の小婦が精舎を造って比丘尼に寄進した。その比丘尼はその精舎に住んでいたが、後にこれを捨てて人間を遊行した。これを聞いた波斯匿王の小婦がその精舎を女梵志に寄進した。ときにその比丘尼が戻って来て、女梵志を精舎から無理やり引きずり出した。

『根本有部律』「(比丘尼) 波逸提 149」(大正 23 p.1012 中) : そのとき憍羅難陀比丘尼が古い住処を委嘱せず、比丘尼らを伴って遊行に出かけた。ところが彼女らが立ち去ったのち、その寺が焼けて衣鉢などを悉く焼失させた。彼女らが戻ると、比丘尼らが「去るとき、どうして委嘱しなかったのか」と非難すると、憍羅難陀比丘尼は「焼失しようとも、そなたには受用させたくない」と応酬した。

また次は衣を人に預けて、あるいは置いて遊行したというのであるから、帰ってくることを前提にした遊行であったことがわかる。

『四分律』「捨墮 002」(大正 22 p.603 上) : そのとき六群比丘は親友比丘に衣を付嘱して遊行に出た。日中、かの比丘が虫よけのため衣を日に干していると、比丘に「誰の衣か」と尋ねられ、「六群比丘の衣である」と答えた。

『四分律』「捨墮 003」(大正 22 p.604 中) : 六群比丘は糞掃衣など種々の衣を長期に蓄え、親友比丘にこれを預けて遊行に出た。あるとき親友比丘がこれを日に晒していたところ、これを見た比丘に「誰の衣か」と尋ねられ、「六群比丘のものである」と答えた。

『四分律』「捨墮 029」(大正 22 p.632 上) : そのとき比丘らは夏安居を終り、迦提月(kattika 7/16~8/15)の1ヶ月間を阿練若処に住した。ときに多数の賊が比丘の衣鉢などを盗んだり、暴力を振ったので、比丘らが祇樹給孤独園に逃げて来た。これを

知った六群比丘が衣を親友比丘に預けて遊行に出かけた。

『五分律』「捨墮 002」（大正 22 p.023 下）：そのとき十七群比丘は夏安居を終えて遊行に出ようと、他の比丘に衣を預けて出掛けた。ときに他処より戻った六群比丘がこれを知り、彼らを非難して釈尊に告げた。

『十誦律』「尼薩耆 002」（大正 23 p.031 中）：六群比丘は衣を留めて遊行にでた。少欲知足の比丘はこれを知って世尊に告げた。

もちろんこのような行為は違法であるが、遊行してもとの住所に戻ることが多かったであろうという例として紹介したのである。

- (1) ヴィサーカー・ミガーラマーターの八願の一つに ‘gamika bhikkhu’ に食事を供養することが含まれ、『五分律』（大正 22 p.032 下）、『四分律』（大正 22 p.629 中）、『十誦律』（大正 23 p.128 中、195 下）ともに「遠行比丘」と訳している。もっとも ‘gamika bhikkhu’ は単に「行く比丘」という意味であって、少しばかり遠いところでの所用を果たすための遊行をさすのかも知れない。

[1-6] また『四分律』「説戒毘度」（大正 22 p.825 中）には、遊行は行方定めぬ一処不住の遍歴であってはならず、きちんと目的と行く先が定められていなければならないとも定められている。

難陀に弟子がいた。跋難陀はこの弟子を遊行に誘った。弟子の遊行を許可した難陀に、跋難陀は愚癡なる者なのにどうして許可したのかと、比丘たちの非難が集まった。世尊は「もし弟子が和尚を辞して遠方に遊行に出るときには、何のために、誰と、どこに行くのかといったことを問うて、すべてがよくなければ許可してはならない」と定められた。

というのである。

[1-7] 以上、主に律蔵の規定に定められた遊行を見てきた。これらの規定に見られる比丘・比丘尼たちの遊行を簡単にまとめると次のようになる。

- (1) 遊行は義務で行わなければならないと定められていたわけではなかったが、しかし自主的に進んで行われるべきものであった。
- (2) 長期間、遠方に出かけるということはむしろ弊害があると考えられていたから、近場への比較的短期間の遊行であった。また漢訳聖典においては乞食や布薩のための移動も遊行という概念の中に含まれていた。
- (3) もとの住処に還ってくるというのが一般的であった。
- (4) ただ独りで行うことが禁止されていたわけではなかったが、グループで行うことが一般的であった。
- (5) 遊行は目的と目的地がきちんと定められたものでなければならなかった。

「律蔵」に規定された遊行は以上のようなものであるから、したがって仏教の修行者たちが行った遊行は、ジャイナ教の修行者やバラモン教の遍歴者が行っていたとされる、それが修行徳目として課せられ、雨期の期間を除く 8 ヶ月はそれに明け暮れ、行方定めぬ、ただ独りで行うべき、いわば「遍歴」自体を自己目的とする「遍歴」とは全く性質の異なった旅であったことは明かである。

[2] 次に原始仏教聖典の描く仏教の修行者の遊行を調査してみよう。まずその目的についてである。

[2-1] その第1は前節の [6-3] に書き、また「モノグラフ」第13号の【論文14】の「『釈尊のサンガ』論」に書いたように⁽¹⁾、仏弟子たちの遊行の目的の第一は、雨安居に入る前と雨安居から出た時に、釈尊を訪ねて指導・指示を受けるためのものであった。原始仏教聖典ではそれを「諸仏の常法」であったとし、漢訳ではそれを「春の大会」とか「夏の大会」あるいは「二時の大会」「両時の大会」と呼んでいる。これらは全国に散在する仏弟子たちのサンガやすべての仏弟子たちを釈尊に結びつけて、1つの組織体としての「釈尊のサンガ」たらしめるシステムとして作用していたのであるから、大変重要なものであった。

原始仏教聖典にもこれらの時期に遊行がなされたという記事、特に雨安居の後に釈尊に会いに遊行したという記事が多く見いだされる。参考のためにこれを紹介しておく。

MN.024 Rathavināsa. (伝車経 vol. I p.145) : そのとき多くの比丘らは生地にて雨安居を過ごしてから釈尊のもとを訪れた。

『中阿含』009「七車経」(大正01 p.429下) : 世尊は王舎城に遊び竹林精舎に住され、比丘らと共に夏坐を過ごされた。このとき生地の比丘らも夏坐を終わって、釈尊がおられるこの地にやって来た。

『増一阿含』033-002(大正02 p.683上) : このとき月光長者の子である尸婆羅は500人の比丘と共に毘婆羅山(Vebhāra pabbata)の西で夏坐を過した。夏坐の後、釈尊に会うために再び舎衛城に戻った。

『増一阿含』045-002(大正02 p.770下) : 舎利弗と目犍連の一行がある所で夏坐を已って、釈尊たち一行の所(釈翅の村)へやって来た。

Udāna 005-006 (p.057) : ソーナ・コーティカンナは雨安居を終えたとき、彼は「間近で釈尊を礼拝したい」と思い、マハーカッチャーナの許可を得て舎衛城に居られる釈尊のもとへと遊行に出た。

『根本有部律』「波羅市迦 002」(大正23 p.643上) : 1人の比丘は人間を遊行して王舎城へ至り、この地で3ヶ月の夏安居を終え、隊商と同行しながら舎衛城に居られる釈尊のもとを訪れようとしていた。

『根本有部律』「波羅市迦 002」(大正23 p.644上) : そのとき比丘が王舎城で3ヶ月の夏安居を終えたが、衣の分配が終らないうちに舎衛城に居られる釈尊のもとを訪れようとしていた。

『十誦律』「尼薩耆 003」(大正23 p.041上) : 釈尊は比丘らと雨安居を過された。このとき優波斯那が500人の比丘と共に拘薩羅を遊行して、舎衛城の祇樹給孤独園にやって来た。

『十誦律』「尼薩耆 030」(大正23 p.060下) : 王舎城で安居を終えた比丘が舎衛国に居られる釈尊のもとへやって来て、畢陵伽婆蹉の所行を告げた。

『僧祇律』「単提 069」(大正22 p.381下) : 阿那律は塔山で夏安居を終え、舎衛城に釈尊を礼拝しに行くところであった。

Vinaya Pācittiya 032 (vol. IV p.072) : 安居を終わった比丘たちが、釈尊に会おうと大挙して王舎城にやって来た。大衆会時には別衆食を受けることを許可された。

『僧祇律』 「(比丘尼) 波逸提 118」 (大正 22 p.539 中) : そのとき毘舍離の比丘尼らは安居を終え、舎衛城の世尊に会うために出発しようとして、比丘精舎に行って何時発ちますかと尋ねた。

『十誦律』 「皮革法」 (大正 23 p.181 上) : このとき阿槃提国 (Avanti) ・阿湿摩伽 (Assaka) には比丘が少なく、10 人の比丘を集めるのが難しかった。沙弥の億耳が夏安居を終えると、摩訶迦旃延の共住弟子や近住比丘が諸方から集まり、10 人の比丘が揃ったので、摩訶迦旃延は億耳に具足戒を与えた。ときに比丘らが東方の国に遊行して、釈尊を問訊礼拝しようとしていたので、億耳も師の許可を得て同行することになった。

『根本有部律』 「羯恥那衣事」 (大正 24 p.097 中) : そのとき多数の比丘らが沙祇城 (Sāketa) で3ヶ月の雨安居を終えて、釈尊の居られる舎衛城に向った。

『僧祇律』 「雜誦跋渠法」 (大正 22 p.451 上) : そのとき比丘らが拘薩羅国に遊行して、渠磨帝河辺の叢林で雨安居を過した。このとき最初に来た比丘が、この地での雨安居を定め、順次 60 人の比丘が雨安居に入った。そこでかの最初の比丘が「不語の制を立てよう」と提案し、その制を立てて3ヶ月を過したのち、釈尊に会うために舎衛城にやって来た。

もっともこの習慣は釈尊が入滅されて以降は、如来の誕生処・成道処・転法輪処・涅槃所への巡礼に変わり、サンガも「釈尊のサンガ」から「仏教のサンガ」に発展することになったが、これも先の論文 (2) に書いたことであるからここでは省略する。

(1) 「モノグラフ」第 13 号 pp.054~055 参照

(2) p.072 以下

[2-2] そのほか釈尊の場合と同様に、請われて雨安居地に行くための遊行もあったと考えられる。それは次のような資料から知られる。

『四分律』 「(比丘尼) 単提 096」 (大正 22 p.746 中) : そのとき舎衛城の居士らが讖摩比丘尼を「雨安居が終るまで供養し、終わったら出立する」という制度を立てて招いた。

『五分律』 「安居法」 (大正 22 p.129 中) : 阿耨達龍王が金銀衆宝中に雨安居することを請うた。

『根本有部律』 「泥薩祇波逸底迦 026」 (大正 23 p.750 下) : ある聚落に1人の長者がいて、阿練若に寺を造り60人の比丘を住まわせた。この長者は彼らに四事供養(食事、衣服、座具、医薬)をしていたが、病に罹り亡くなったので供養が途絶えた。長者の子どもは「沢山の供養をしても自分さえ救うことができなかった。父のように供養しない」と言ったので、比丘らはこの地を去った。やがてこの土地出身の2人の年老の比丘がこの寺に住した。後に北方の商人がやって来て、老比丘に「ここで比丘ら60人の夏坐を請じ、供養したいので呼んで来て欲しい」と依頼した。そこで老比丘は舎衛城の祇陀林へ行き、六群比丘と彼らの各々10人の弟子を連れて来た。

『根本有部律』 「波羅市迦 003」 (大正 23 p.666 上) : 釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、舎衛城から遠くない聚落に信仰のある長者があり、僧伽のために寺を造って60人の諸比丘を招いて雨安居を過ごさせた。

『根本有部律』 「泥薩祇波逸底迦 029」 (大正 23 p.755 上) : 釈尊が祇園精舎におら

れた時、舎衛城近くの聚落にいた長者が寺を造って、60人の比丘を招き、雨安居を過ごさせた。

[2-3] また釈尊が初転法輪の後に60人の阿羅漢比丘たちを「2人していくな」として布教に出されたように、主立った仏弟子たちは布教のための遊行も行ったであろう。次はその典型的な例である。

『SN.035-088 (vol.IV p.060) : プンナはスナーバランタ地方の凶暴な人々の中へ遊行にいこうとしていた。世尊は心得を述べた。プンナはすぐ次の雨季をもって500人の信士を帰仏させその同じ雨季をもって三明を証得しその同じ雨季をもって涅槃に入った。

『雑阿含』311 (大正02 p.089中) : そのとき富樓那が釈尊のもとを訪れた。釈尊は「六根で愛樂して六境を見、これに貪愛するものは、涅槃を去ること遠い。これに繫著せず貪愛しないものは、涅槃に近づく」と説かれた。彼はこの教えを聞いて西方の輪盧那 (Sunāparanta 国) の人間へ遊行しようとした。釈尊はこの国の人が兇悪であることを懸念され、彼の決意を尋ねられた。しかし彼の身命を辞さない覚悟の程を知られて激励された。彼はこの地で夏安居して500人の優婆塞のために説法し、500の僧伽藍を建立し、その3ヶ月後に三明を得て、無余涅槃に入った。

また、十大弟子と称されるような仏弟子の遊行もこれに属するとみてよいであろう。

『中阿含』024「師子吼経」 (大正01 p.452中) : ある時仏は舎衛国に遊び、勝林給孤獨園に住された。そのとき釈尊は比丘らと共にこの地で夏坐を受けられた。3ヶ月後、この地で夏坐を受けた舍利弗は衣を補修した後、釈尊のもとを訪れて遊行の許可を得てから遊行に出た。

[2-4] 飢饉で食が得られないので仕方なく行われた遊行もあったようである。

『雑阿含』1144 (大正02 p.302下) : 釈尊が入滅されて久しからざるとき、阿難と摩訶迦葉はこの靈鷲山に住していた。ときに飢饉が起り乞食できなくなったので、阿難は年少比丘らと共に南山国土へ遊行に出たが、食を求めるあまり30人の年少弟子が還俗してしまい、童子だけが残った。

『別訳雑阿含』119 (大正02 p.417下) : そのとき釈尊は涅槃しようとしていた。ときに阿難と摩訶迦葉は靈鷲山にいたが、飢饉で食が得られなかったので、阿難は新学比丘を連れて南山聚落に遊行に出た。その途中で30人の年少比丘が還俗してしまった。

『十誦律』「波羅夷 001」 (大正23 p.001上) : 世尊は毘耶離国におられた。城から遠くないところに一つの村があり、須提那迦蘭陀子 (Sudinna-kalandaputta) という長者の子があった。彼は出家して拘薩羅国 (Kosala) で安居したが、世間は飢饉であったので、安居・自恣・作衣を終わって生まれた村に帰ってきた。

『根本有部律』「波羅市迦 001」 (大正23 p.628上) : 成道13年の年、世尊は仏栗氏国 (Vajji) におられた。そのとき羯蘭鐸迦村に羯蘭鐸迦の子・蘇陣那 (Sudinna-kalandaputta) という長者の子があり、出家し地方を遊行していた。しかし飢饉となったので、羯蘭鐸迦村に戻って乞食した。

[2-5] もちろん特別な所用を果たすための遊行もあった。

『四分律』「僧残 012」 (大正22 p.596下) : そのとき馬師と満宿が枳吒山 (Kitāgiri) という村で悪行を行った。そこで比丘らが舎衛城にいる釈尊にこれを告げ

た。釈尊は舍利弗と目連に「枳吒山村に行き、2人の比丘に擯羯磨を作すように」と命じられた。舍利弗と目連は500人の比丘らと共に迦尸国（Kāsi）より遊行して枳吒山村に至り、釈尊の教えに遵って2人の比丘に擯羯磨を行った。

『十誦律』「僧残 012」（大正 23 p.026 中）と『根本有部律』「僧伽伐尸沙 012」（大正 23 p.705 上）にもこれと同様の記事が記されている。

[2-6] 以上のように仏教における修行者の遊行はさまざまな目的を持って行われた。しかしながら「遍歴」のような、目的を持たない遊行も行われていたかもしれない。

SN.009-004 (vol. I p.199) : そのとき多数の比丘たちがコーサラ国のある密林にいた。ときに彼らは3ヶ月間の雨安居を終えて遊行に出た。そこで密林に住む神々が悲しんで、「ゴータマの弟子たちはどこへ去ったのか」と偈を唱えた。すると他の神々が「ある者はマガダ（Magadha）へ、またある者はコーサラ（Kosala）へ、あるいはヴァッジ族（Vajji）の土地へと去った。彼らは家なく、自在に住する」という偈で応えた。

同様の記事が『雑阿含』1331（大正 02 p.367 下）と『別訳雑阿含』351（大正 02 p.489 中）にも記されている。ただしこれらは、単に目的が記されていないだけのことであるということも十分に考えられる。

[3] 比丘たちの遊行はどのように行われたのであろうか。原始仏教聖典を材料にして、まず人数から調べてみよう。

[3-1] 釈尊の成道直後に布教に出された60人の阿羅漢が「1人で行け、2人して行くなかれ」と送り出されたように、独りで行われることもあったようである。しかし例えば先に紹介した

『中阿含』024「師子吼経」（大正 01 p.452 中）：そのとき釈尊は比丘らと共にこの地で夏坐を受けられた。3ヶ月後、この地で夏坐を受けた舍利弗は衣を補修した後、釈尊のもとを訪れて遊行の許可を得てから遊行に出た。

というような例は、表現上は舍利弗が独りで遊行に出かけたように読めるが、舍利弗のような大弟子は釈尊と同じように、指導している多くの弟子たちとともに生活していたであろうから、このような場合は舍利弗が指導する比丘サンガが舍利弗の名のみによって表されていると解釈してこのケースには含めない。『根本有部律』「（比丘尼）僧残 008」（大正 23 p.935 中）では「比丘尼が一人で道を行くのは僧残」とされているように、比丘尼の場合は一人で遊行することは好ましくないとされている比丘尼が⁽¹⁾、「そのときケーマール比丘尼はコーサラ国を遊行しつつ、舎衛城とサーケート（Sāketa）との中間のトーラナヴァットゥ（Torāṇavatthu）で雨安居に入った」SN.044-001 (vol. IV p.374) などとされているのを見れば明かである。

そこで以下には、状況的に独りで遊行していることが想定されるもののみを紹介する。

『中阿含』130「教曇彌経」（大正 01 p.618 中）：そのとき曇彌という比丘は生地の子長者であり、寺の中心的人物であったが、突如として凶暴となり罵倒したので、比丘たちがそこから立ち去ってしまった。これに疑念を抱いた生地の優婆塞たちは事情を知って曇彌を追い出した。そこで彼は遊行をしながら祇樹給孤独園にやって来て、釈尊に訴えた。

『雑阿含』099 (大正 02 p.027 中) : 浄天は毘提訶 (Videha) 国にいて、人間を遊行して彌緇羅 (Mithilā) 国城の菴羅園に至った。彼は早朝、乞食に城内に入って自分の生家の門前に立つと、年老いた母が中堂で火を祀り梵天に生まれたいと食事を供養していた。彼は老母のために説法して去った。

『別訳雑阿含』352 (大正 02 p.489 下) : そのとき1人の比丘が拘薩羅国より拘薩羅林へやって来て、日中に眠っていた。そこで林に住む天神が彼のもとに現われて、「起きよ、睡眠する者にどのような義利があるというのか。出家の法は勤精進して、昼夜に涅槃を求めるところにある」と偈を唱えて諫めた。

『別訳雑阿含』355 (大正 02 p.490 中) : そのとき1人の比丘が拘薩羅国を遊行して、ある林に留まった。ときに彼は日中の熱さで不楽の心を起して、「林の中の鳥さえも熱さで飛ばず、その声に驚き恐れた」という偈を唱えた。すると林に住む天神が励まして、「この熱さに鳥さえもとどまり、さえずる。その鳴き声を聞いて、快樂を生ずべし」という偈を唱えた。

『別訳雑阿含』360 (大正 02 p.491 中) : そのとき跋耆子が拘薩羅国を遊行して、かの林に止住していた。ときに彼は人々が拘蜜提大会で、7日7夜にわたり騒いでいるのを見て、「自分は捨てられた木のように」と悲しんだ。これを知った天神が「どうしてそのように思うのか、地獄が天を羨むように、天はそなたを羨む」と偈を唱えた。

Udāna 005-006 (p.057) : アヴァンティ (Avanti) 国のクララガラ (Kuraraghara) のパヴァッタ山 (Pavatta pabbata) にいたマハーカッチャーナの侍者であったソーナ・コーティカンナはようやく具足戒を得ることができたので、雨安居を終えると、「間近で釈尊を礼拝したい」と思い、マハーカッチャーナの許可を得て舎衛城に居られる釈尊のもとへと遊行に出た。

『十誦律』「波羅夷 001」 (大正 23 p.001 上) : 須提那迦蘭陀子 (Sudinnakalandaputta) という長者の子は出家して拘薩羅国 (Kosala) で安居したが、世間は飢饉であったので、安居・自恣・作衣を終わって生まれた村に帰ってきた。そこで母親に懇願されて跡継ぎを作るために不浄を行った。

『僧祇律』「僧残 005」 (大正 22 p.271 上) : そのとき2人の摩訶羅がいて、一方は妻と男児を捨て、もう一方は妻と女児を捨てて出家し、各々人間を遊行して舎衛城に戻り、同じ房に住した。

『根本有部律』「波羅夷 001」 (大正 23 p.628 上) : 成道 13 年の年、世尊は仏栗氏国 (Vajji) におられた。そのとき羯蘭鐸迦村に羯蘭鐸迦の子・蘇陣那 (Sudinna-kalandaputta) という長者の子があり、出家し地方を遊行していた。しかし飢饉となったので、羯蘭鐸迦村に戻って乞食したが、そこで母親に懇願されて跡継ぎを作るために不浄を行った。できた子を種子 (Bijaka) といい、後に出家して阿羅漢果を得た。

『根本有部律』「波羅夷 002」 (大正 23 p.644 上) : そのとき1人の比丘が王舎城で3ヶ月の夏安居を終えたが、衣の分配が終らないうちに、舎衛城に居られる釈尊のもとを訪れようとしていた。

『十誦律』「尼薩耆 006」 (大正 23 p.044 下) : そのとき波羅が拘薩羅国より遊行し

て舎衛国へ向う道中、盗賊に遭って衣を奪われた。

『五分律』「墮 067」（大正 22 p.063 下）：世尊は舎衛城におられた。そのとき 1 比丘は遊行の途中で一村落を通った時、夫婦喧嘩して家を飛び出した婦と共に道を行くことになった。怒った夫はこの比丘を殴った。後で誤解はとけて夫は比丘に謝ったが、世尊は「女人とともに同道すれば波逸提」と制された。

『根本有部律』「波逸底迦 085」（大正 23 p.894 中）：そのときある比丘が遊行して遅くにやって来たので、祇樹給孤独園の門は閉まっていた。そこで彼は門前で短い脚の床に寝ていると、毒蛇が現れて彼の額を噛んだ。

Vinaya「大毘度」（vol. I p.092）：1 人の比丘がコーサラ国を遊行した。その比丘に「依止なくして住してはならないという規定があるが、よいのだろうか」という疑問が生じた。「旅の途上にあつて依止を得ない間は依止なくして住することを許す」と定められた。

『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.273 下）：比丘が遊行をしている時に、ある集落で留まる所を探した。主人は留まる事を許したので、足を洗って油を求めた。その家の女が油を持ってくると、比丘は手を伸ばしてそれを受け取ろうとした。女は油をもらうことは知っていても器を持っていないと言った。世尊はこれを知られて油器を所持してもよいと制された。

『根本有部律』「雑事」（大正 24 p.279 中）：弟子はしばらく遊行をしていたが追悔が生じて、師を捨ててよそに行く事に意味はないと考えて、その師の所に戻った。師は忘れ物でもしたのかと言ったが、弟子は「そうではない。わたしの依止師は必要とする物は全て供給してくれた。更に何を求める必要があるのかと思って、戻ってきました」と答えた。

また先に紹介した辺境のスナーパランタ地方に布教のために遊行したブンナ（富樓那）もただ一人での遊行であったものと考えられる。

- (1) 次のような規定もある。『パーリ律』比丘尼・波逸提 037 には、「危険であり、恐怖を伴うような国内 (antoratṭhe) を隊商に伴わずに遊行して (cārikam careyya) はならない」とされ、波逸提 038 には、「危険であり、恐怖を伴うような国外 (tioratṭhe) を隊商に伴わずに遊行してはならない」とされている。前者の対応漢訳は『四分律』（比丘尼）波逸提 098（大正 22 p.747 上）、『五分律』（比丘尼）波逸提 095、198（大正 22 p.089 下、099 上）、『十誦律』波夜 097（大正 23 p.323 上）、『僧祇律』（比丘尼）波逸提 119（大正 22 p.539 下）、『根本有部律』（比丘尼）波逸提 104（大正 23 p.1003 下）であり、後者の対応漢訳は『四分律』（比丘尼）波逸提 097（大正 22 p.746 下）、『五分律』（比丘尼）波逸提 096（大正 22 p.089 下）、『十誦律』（比丘尼）波夜提 098（大正 23 p.323 中）、『僧祇律』（比丘尼）波逸提 118（大正 22 p.539 中）、『根本有部律』（比丘尼）波逸提 103（大正 23 p.1003 下）である。

[3-2] 2 人で遊行するケースもあったようである。その資料を紹介する。この場合も「舍利弗と目連は」と表現されているような場合は含めず、明確に 2 人で遊行していることが想定されるもののみに限定する。

『根本有部律』「波羅市迦 002」（大正 23 p.643 中）：そのとき老年の比丘と少年の比丘が一緒に人間を遊行した。ときに税関を前にして、老年の比丘は「可税物があるの

に、税人に問われて『ない』と言えば妄語となるし、『ある』と言えば税金を払わなければならない。どのようにすれば、この両方を避けられるだろうか」と考え、少年の比丘に自分の荷物を持たせることにした。そのことを知らない少年の比丘は税関で「税物なし」と答えて通り過ぎた。税関を過ぎたところで、老年の比丘は自分の可税物を取り戻した。

『根本有部律』「波逸底迦 018」（大正 23 p.788 中）：そのとき跋難陀は多数の少年比丘らがいる所にやって来て、「私と一緒に遊行しよう」と誘った。しかし少年らは彼の素行が悪いのを知っていたので、誰一人として同行しなかった。ときに1人の乞食比丘が彼と共に遊行に出ようとしたので、同梵行者が「彼と遊行すれば、きっと辛い目に遭うことになる」と止めたが、彼は「すでに10夏を過ぎているので依止する必要がなく、また彼から学ぶこともない」と言って、忠告を聞き入れずに跋難陀と遊行に出た。

『十誦律』「受具足戒法」（大正 23 p.148 下）：優波斯那は2歳で、1歳の弟子を連れて釈尊のところへ遊行した。「今より10歳未満で共住弟子に具足戒を与えてはならない。具足戒を与えれば、突吉羅」と制された。

Vinaya 「大犍度」（vol. I p.092）：2人の比丘がコーサラ国を遊行した。その内の1人が病気になった。「依止なくして住してはならないという規定があるが、よいのだろうか」という疑問が生じた。

『四分律』「雜犍度」（大正 22 p.954 上）：2人の比丘が、コーサラ国を喧嘩しながら遊行していた。1人は漉水囊を持っていず、もう1人は貸さなかった。「持たないで半由旬を行く事なかれ。無ければ僧迦梨の角で瀘せ」と制された。

最後の例は『十誦律』「雜法」（大正 23 p.273 上）に相応する文章がある。

[3-3] 原始仏教聖典には3人で遊行したという例は見いだせない。しかしこれはたまたまそのような事例が見いだされないということであろう。

[3-4] 多くの比丘ら、あるいは比丘尼らが共に遊行したという記述は多い。経蔵資料のみを紹介し、律蔵資料は省略する。なおここには単に「比丘ら」とするものも含めた。

MN.024 Rathavinīta-s. (伝車経 vol. I p.145)：そのとき多くの比丘らは生地にて雨安居を過ごしてから釈尊のもとを訪れた。

『中阿含』071「蟬肆経」（大正 01 p.525 上）：そのとき鳩摩羅迦葉が比丘らと共に拘薩羅国を遊行して、波斯匿王の拝領地である斯波臘村の北に位置する尸提憇林 (*Siṃsapāvana*) に住した。

『別訳雜阿含』363 (大正 02 p.491 下)：多くの比丘たちが俱薩羅 (*Kosalā*) 国に遊行して林中にいた。彼らは落ち着きがなく停まる場所がなかった。天神がたしなめた。

SN.009-004 (vol. I p.199)：そのとき多数の比丘たちがコーサラ国のある密林にいた。ときに彼らは3ヶ月間の雨安居を終えて遊行に出た。そこで密林に住む神々が悲しんで、「ゴータマの弟子たちはどこへ去ったのか」と偈を唱えた。すると他の神々が「ある者たちは (*ekacciyā*) マガダへ、またある者たちはコーサラへ、あるいはヴァッジ族の土地へと去った。彼らは家なく、自在に住する」という偈で答えた。

『雜阿含』1331 (大正 02 p.367 下)：そのとき多数の比丘が拘薩羅国の人間を遊行して、ある林の中で夏安居を過した。ときに林に住む天神が15日に比丘の受歳 (法臘を

増すこと)を知り、別れを惜しんで「多聞の諸比丘、瞿曇の弟子は、今悉く何処に去るや」と偈を唱えた。これに対して異天神が「摩竭提 (Magadha) に至る有り、拘薩羅に至る有り、亦た金剛地に至り、処処に修して遠離せり、猶お野禽獸の如く、所樂に随いて遊ぶなり」と偈を唱えた。

なお舍利弗・目連や阿難などの大比丘は通常は大勢の比丘たちとともに遊行したであろうことは先に記した。その具体例を挙げておく。

SN.016-011 (vol. II p.217) : そのとき阿難は多くの比丘とともにが南山 (Dakkhiṇāgiri) に遊行した。時に 30 人の同住比丘 (saddhivihārin) は学を捨てて還俗し、ほとんどが童子となった (sikkhaṃ paccakkhāya hīnāyāvattā bhavanti yebhuyyena kumārabhūtā)。

これに対応する漢訳は『雜阿含』1144 (大正 02 p.302 下)、『別訳雜阿含』119 (大正 02 p.417 下) である。

『増一阿含』045-002 (大正 02 p.770 下) : 舍利弗と目犍連の一行がある所で夏坐を已って、釈尊たち一行の所 (釈翅の村) へやって来た (1)。

(1) 相応の *MN.067Cātuma-s.* (車頭聚落経 vol. I p.459) は 500 人と人数を明示するので、[3-6] に紹介した。

[3-5] 具体的に 40 人、60 人などとするものもある。

『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 006」 (大正 23 p.729 中) : そのとき 40 人の比丘らが人間を遊行中に賊に衣服を強奪された。

『根本有部律』「波羅市迦 002」 (大正 23 p.643 下) : そのとき 60 人の比丘が人間を遊行して一聚落に至った。

『根本有部律』「僧伽伐尸沙 012」 (大正 23 p.705 上) : そのとき馬師と満宿と半豆盧呬得迦の 3 人が枳吒山聚落で悪行を行じた。釈尊は阿難に「60 人の比丘と共に行って駆遣羯磨を作すように」と命じられた。

『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 027」 (大正 23 p.755 上) : 釈尊が舍衛城祇園精舎におられた時、舍衛城近くの聚落にいた長者が寺を造って 60 人の比丘を招き、雨安居を過ごさせた。その比丘らが去った後も、この寺に守護人を置いて管理させた。長者は遊行してやってきた他の 60 人の比丘を寺に住ませた。

資料から見ると、40 人、60 人とするのは『根本有部律』の特性のようである。

[3-6] また有力な仏弟子は、釈尊と同様に 500 人の比丘とともに遊行されたとされることもある。しかし釈尊のように 1,250 人はない。

DN.023 Pāyāsi-s. (弊宿経 vol. II p.316) : そのときクマーラ・カッサバが 500 人の比丘たちと共にコーサラ国を遊行して、セータヴィヤというコーサラの城市に入り、セータヴィヤの北方にあるシンサパ樹の林に住した。

『長阿含』007「弊宿経」 (大正 01 p.042 中) : そのとき鳩摩羅迦葉は 500 人の比丘らと共に拘薩羅国を遊行して斯波醯婆羅門村を訪れ、村の北にある尸提憍林に止宿した。

MN.67 Cātuma-s. (車頭聚落経 vol. I p.459) : 世尊がチャートゥマー (Cātumā) のアーマラキー園におられたとき、舍利弗・目連を上首とする 500 人の比丘たちが世尊に会うためにやって来て、新来比丘たちは旧住比丘たちと (āgantukā bhikkhū

nevāsikehi bhikkhūhi saddhim) 挨拶を交わして騒がしかった。

『増一阿含』042-006 (大正 02 p.754 上) : 波斯匿王が釈尊ならびに比丘僧を請じて夏坐 90 日に入っていた。阿那律は 500 人の比丘とともに舎衛国の釈尊のもとへ赴いた。

『増一阿含』033-002 (大正 02 p.683 上) : このとき月光長者の子である尸婆羅は 20 歳を迎え、父母に出家の許しを得て、侍者 500 人と共に釈尊のもとにやって来た。彼は出家して間もなく阿羅漢を得た。ときに釈尊の許しを得て、500 人の比丘と共に祇樹給孤独園を出て、人間を遊行しながら王舎城の迦蘭陀竹園にやって来て、毘婆羅山 (Vebhāra pabbata) の西で夏坐を過した。夏坐の後、釈尊に会うために再び舎衛城に戻った。

Udāna 003-003 (p.024) : そのときヤソージャが 500 人の比丘らと共に釈尊を礼拝するためにやって来た。彼ら外来の比丘たちが僧院で坐具や鉢や衣を整えるのに大きな音を起てた。そこで釈尊は阿難に命じて彼らと呼ばせられ、「汝らは去れ。私の傍らに在ることを許さない」と告げられた。彼らはそのままヴァッジ (Vajji) の方へ遊行して、ヴァグムダー河 (Vaggumudā nadi) の辺で雨安居に入った。

『四分律』「僧残 012」(大正 22 p.596 下) : そのとき馬師と満宿が枳吒山 (Kitāgiri) という村で悪行を行った。そこで比丘らが舎衛城にいる釈尊にこれを告げた。釈尊は舍利弗と目連に「枳吒山村に行き、2 人の比丘に擯羯磨を作すように」と命じられた。舍利弗と目連は 500 人の比丘らと共に迦尸国 (Kāsi) より遊行して枳吒山村に至り、釈尊の教えに遵って 2 人の比丘に擯羯磨を行った。

『十誦律』「尼薩耆 003」(大正 23 p.041 上) : そのとき釈尊は比丘らと雨安居を過された。このとき優波斯那が 500 人の比丘と共に、拘薩羅を遊行して舎衛城の祇樹給孤独園にやって来た。優波斯那は釈尊のもとを訪れると、釈尊が「そなた達はどのように清浄なのか」と尋ねられた。彼は「頭陀行を尊ぶからである」と答えた。

『四分律』「訶責毘度」(大正 22 p.892 上) : そのとき舍利弗と目連が 500 人の比丘らと共に、迦尸国より人間を遊行して密林の中に至り阿摩梨園に住した。

『四分律』「比丘尼毘度」(大正 22 p.930 上) : 阿難は 500 人の比丘を連れて摩竭提国を遊行した。そのとき 60 人の年少弟子が還俗してしまった。

Vinaya 「五百毘度」(vol. II p.287) : そのときプラーナ (Purāṇa) は 500 人の大比丘サンガとともに南山を遊行していて、結集に参加していなかった。

[3-7] 隊商とともに遊行することもあった。

『根本有部律』「波羅市迦 002」(大正 23 p.643 上) : そのとき舎衛城内に 1 人の比丘がいて、三蔵をよく理解し、人々に知られ、説法をするときにも道理をよくわきまえていた。彼は人間を遊行して王舎城へ至り、この地で 3 ヶ月の夏安居を終え、隊商と同行しながら舎衛城に居られる釈尊のもとを訪れようとしていた。

また『根本有部律』「波羅市迦 002」には、比丘が隊商と共に遊行して、税関でさまざまなトラブルがあったことが記されている (1)。

特に比丘尼の場合は、律の規定によって隊商と同道して遊行することが勧められている。

『パーリ律』比丘尼・波逸提 037 : 危険であり、恐怖を伴うような国内 (antoratṭhe) を隊商 (satthika) に伴われずに遊行して (cārikaṃ careyya) はならない (2)。

『パーリ律』比丘尼・波逸提 038：危険であり、恐怖を伴うような国外 (tiroraṭṭhe) を隊商に伴われずに遊行してはならない⁽³⁾。

なお、隊商の中で雨安居を過ごすことも許されている。

『パーリ律』入雨安居犍度：隊商の中で (satthe) 雨安居することを許す⁽⁴⁾。

(1) 大正 23 pp.641 中～644 中

(2) 『四分律』(比丘尼)波逸提 098 (大正 22 p.747 上)、『五分律』(比丘尼)波逸提 095、198 (大正 22 p.089 下、p.099 上)、『十誦律』(比丘尼)波夜 097 (大正 23 p.323 上)、『僧祇律』(比丘尼)波逸提 119 (大正 22 p.539 下)、『根本有部律』(比丘尼)波逸提 104 (大正 23 p.1003 下)

(3) 『四分律』(比丘尼)波逸提 097 (大正 22 p.746 下)、『五分律』(比丘尼)波逸提 096 (大正 22 p.089 下)、『十誦律』(比丘尼)波夜提 098 (大正 23 p.323 中)、『僧祇律』(比丘尼)波逸提 118 (大正 22 p.539 中)、『根本有部律』(比丘尼)波逸提 103 (大正 23 p.1003 下)

(4) *Vinaya* vol. I p.152。また船の中で過ごすことも許されている。

[4] 仏教の修行者たちの遊行の宿泊地はどのようなところであったのであろうか。

[4-1] 仏教がインド社会に受け入れられ、確固たる地位を築いた後の主な宿泊地は僧院であったであろう。先に紹介したように「儀法犍度」には、僧院において遊行僧を迎える側の「旧比丘の儀法」と、訪れる側の「客比丘の儀法」が定められている。そして遊行の目的の第一としてあげたように、比丘たちの遊行は「釈尊のサンガ」の一員として、戒律の制定や改訂などの情報を共有することが目的の1つであったのであるから、遊行の途次途次でできるだけたくさんの出家修行者に会って、情報を交換することも要請されていたはずである。

なお「○○園」という表現される場合にはそこに何らかの建造物が建っていたと考えてよく、したがって聖典が「園林」に止宿したと表現する場合でも、例えば『四分律』「訶責犍度」(大正 22 p.892 上)の「そのとき舍利弗と目連が500人の比丘らと共に、迦尸国より人間を遊行して密林の中に至り阿摩梨園に住した」という記述の後に、「これを聞いた質多居士らが舍利弗と目連のもとにやって来て、説法を聞いたのち翌日の食事に招待した」などと書かれているから、阿摩梨園はかなり整備されており、500人は大げさでありすぎるけれども、比丘たちは僧院に止宿したものと考えてよいであろう。

[4-2] しかしながらそのような場所が得られない場合がしばしばあったであろうことは推測に難くない。そのときには一般の住宅や宿屋などに仮の宿りを得なければならなかった。それは次のような規定から推測することができる。

『パーリ律』波逸提 005 (比丘尼 波逸提 101)：未だ具足戒を得ない者と2夜3夜を過ぎて同宿してはならない⁽¹⁾。

語句解説によれば、「未だ具足戒を得ない者」とは「比丘を除くその余の者」とされているが、因縁譚によればそれは優婆塞であるから、これは僧院に住することができなかった場合を予想したものであろうと思われる。

(1) *Vinaya* vol. IV p.016、『四分律』「単提 005 共未受具人宿過限戒」(大正 22 p.638 上)、『五分律』「墮 007 共未受具人宿過限戒」(大正 22 P.040 上)、『十誦律』「波夜提 054 共未受具人宿過限戒」(大正 23 p.105 中)、『僧祇律』「単提 042 共未受具人宿過限戒」(大正 22 p.365 中)、『根本有部律』「波逸底迦 054 共未受具人宿過

限戒」(大正 23 p.838 下)

[4-3] 以下には僧院以外に止宿したという資料のみを紹介する。これには釈尊のものも含める。

林

『根本有部律』「波逸底迦 052」(大正 23 p.835 上) : 聚落を去られた釈尊はある村の外れにある林で止宿された。夜になって寒かったので六群比丘が火を燃すと、煙に燻されて蛇が出てきた。

民家

『僧祇律』「単提 069」(大正 22 p.381 下) : そのとき阿那律は塔山で夏安居を終え、舎衛城に釈尊を礼拝しに行くところであった。その途上で夕暮れとなり、ある聚落で宿泊場所を求めていると、水波みに来ていた母と娘と出会ってその家に泊まることになった。

『四分律』「単提 082」(大正 22 p.692 上) : 比丘たちは拘薩羅国を遊行していて無住処村に入り、ある巧師の家に泊めてもらった。

『十誦律』「(比丘尼) 波夜提 105」(大正 23 p.325 上) : そのとき比丘尼らが他国に遊行に出ようとして、王に「私たちを保護するようにと諸国に約勅して欲しい」と申し出た。王は諸国に使者を派遣してその旨を告げさせた。ときに彼女らが僧坊のない聚落に到り、ある居士の家で「私たちが宿泊するから出て行け」と、無理やり追い出した。彼は年老いていて冬の寒い季節であったために死んだ。

『根本有部律』「(比丘尼) 波逸提 097」(大正 23 p.1002 中) : そのとき比丘尼らが人間を遊行してある聚落に至り、主人の不在である織師の家で泊ることになった。

『根本有部律』「(比丘尼) 波逸提 098」(大正 23 p.1002 下) : そのとき多数の比丘尼らが人間を遊行してある聚落に至り、長者の家で宿泊することになった。

淫女の家

『十誦律』「波夜提 065」(大正 23 p.112 下) : そのとき阿那律は拘薩羅国を遊行して舎衛城へ向かう途中、僧坊のないところで泊まることにした。その村に1人の淫女がいて、彼は彼女の家で宿泊することになった。

王の住居

DN.001 Brahmajāla-s. (梵網経 vol. I p.001) : 世尊は500人の比丘とともに王舎城より那爛陀 (Nālandā) に至る途中で、アンバラティカー園の国王の住居 (Rājagārika) において一夜の宿を取られた。

『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.233 中) : 仏は摩揭陀國の人間を遊行され、莫俱山の薄俱羅藥叉の住んでいる宮殿を安処とされた。

福德舎

『十誦律』「波夜提 032」(大正 23 p.089 中) : 六群比丘が拘薩羅国より遊行して舎衛城へ向い、福德舎にやって来た。すると居士らが問訊礼拝して様々な供養をしたので、彼らは「今、世間では飲食が得難い。しばらくここに止まって樂をしよう」と相談し合っ

樹下

SN.022-081 (vol.III p.094) : 釈尊がコーサンビーのゴーシタ園におられた時、コーサンビーで乞食されて還った後、侍者にも告げず独りで出て行かれた。釈尊は遊行されてパーリレツヤカ村のバツダサーラ樹下 (Pārileyyaka Bhaddasālamūla) に住された。

『雑阿含』057 (大正 02 p.013 下) : 釈尊は舍衛城での乞食の後、侍者にも告げられず独りで西方の国土へ遊行され、北部の般闍羅国 (Pañcāla) にある波陀聚落 (Pārileyyaka) の跋陀薩羅樹下 (Bhaddasālamūla) へ向われた。

Udāna 004-003 (p.038) : 世尊は大比丘衆とともにコーサラ国を遊行され、道の傍ら 1 樹下に設けられた座につかれた。そのとき 1 人の牛飼 (gopālaka) が世尊と比丘らを明日の食事に招待した (1)。

- (1) 「設けられた座につかれた (paññatte āsane nisīdi)」とするだけであるから、ここに一夜を明かされたかは明示されていないが、翌日の食事を招待されたとされているので、ここで宿泊されたと解釈した。

[5] 次に仏弟子たちの遊行の期間やその距離を記している原始仏教聖典資料を調査してみよう。

[5-1] 期間を明示するものとしては釈尊の遊行を調査した箇所にも記したように、「二月遊行」と「一月遊行」がある。なお「三月遊行」という語句は見いだされないこともその際に記した。

「二月遊行」については、

『十誦律』「波羅夷法 002」 (大正 23 p.003 中) : 二月遊行の後に戻った達尼迦比丘は、壊された泥舎を見て比丘に問うと、世尊の教えによることを知った。

『十誦律』「尼薩耆法 005」 (大正 23 p.043 上) : その時迦留陀夷は他国に二月遊行して舍衛国に戻った。

『十誦律』「雑法」 (大正 23 p.283 下) : 世尊は舍衛国におられた。そのとき比丘たちは二月遊行した。ある比丘は六群比丘に衣を託して去った。

『十誦律』「比丘尼・単波夜提法」 (大正 23 p.344 中) : その時迦留陀夷は他国に二月遊行して舍衛国に戻った。

『十誦律』「増一法」 (大正 23 p.351 中) : ある比丘が二月遊行しようとして、衣を六群比丘尼に預けた。

『十誦律』「増一法」 (大正 23 p.368 中) : ある優婆塞が羅云に房舎を与えた。羅云は受けてから二月遊行に出た。この間に優婆塞はこの舎を四方僧に寄進してしまった。

というものがあり、「一月遊行」については、

『十誦律』「尼薩耆 002」 (大正 23 p.031 下) : 舍利弗は病気の時、諸国を一月遊行しようと思ったが僧伽梨が重いのでどうしようかと考え、世尊に尋ねた。世尊は「老比丘・病比丘に一月不離僧伽梨宿羯磨作すを聴す」と説かれた。

というものがある。舍利弗が病気であったので一月遊行したということは、『十誦律』 (大正 23 p.158 下)、『薩婆多毘尼毘婆沙』 (大正 23 p.528 中) にも見いだされるので、「一月遊行」というのは特例であったのかも知れない。ただし二月遊行も一月遊行も『十誦律』系の律蔵にのみ見いだされる。

[5-2] 先に「律藏」の規定における遊行を考察したところで述べたごとく、仏教においては長期にわたる遊行は奨励されなかったのであるから、上記のように2ヶ月がもっとも長期の遊行であったのであろう。しかしソーナ・コーティカンナ（億耳）の例のようにデカン高原のアヴァンティからヒンドゥスタン平野の北部に位置する舎衛城におられる釈尊に会いに来る遊行もあったのであるから、それはかなり長期にわたったであろう。しかしそれはごく例外的なものであったか、あるいは隊商に伴われたり、途中で修行の時間がとれるような長期の滞在をして、断続的になされるなどの措置が講じられたのかも知れない。このような遊行は、それこそ留学をするような気持ちで、数年にわたる計画を立てた上で行われたのではなかろうか。

また *Suttanipāta* vs.1010~1013 (p.194) には、ゴダーヴァリー河畔に住んでいた婆羅門パーヴァリンの弟子たちが釈尊に会うために、ゴダーヴァリー河の岸辺を北方に向け出発⇒ムラカ (Muḷaka, Mūḷaka, Aḷaka, Ālaka) のパティッターナ (Patiṭṭhāna) ⇒昔のマーヒッサティ (purima Māhissati) ⇒ウツジェーニー (Ujjenī) ⇒ゴナッダ (Gonaddha) ⇒ヴェーディサ (Vedisa) ⇒ヴァナサヴハヤ (Vanasavhaya) を通ってコーサンビー (Kosambī) に達し、ここからさらにサーケート (Sāketa) ⇒サーヴァッティー (Sāvattī) ⇒セータヴィヤ (Setavya) ⇒カピラヴァットウ (Kapilavatthu) ⇒クシナーラー (Kusinārā) ⇒パーヴァー (Pāvā) ⇒ボーガナガラ (Bhoganagara) ⇒ヴェーサーリー (Vesālī) を経過してマガダの都 (Māgadha pura 王舎城) に到達したという遊行が思い出されるが、これはいまだ仏教の比丘になっていない段階でのものである。

このように普通の遊行の遊行期間が最長2ヶ月であったとするならば、その距離もおおよそその見当をつけることができる。釈尊の遊行の際に検討したごとく、1日の遊行時間を4時間か5時間と推定するならば、1日の移動距離は時速4kmとして16kmか20kmということになる。仏弟子たちの場合は、釈尊のように各地に散在する出家修行者や在家信者のために寄り道することはなく、また2泊3泊することもなしに、まっすぐに目的地に行くことができるのであれば、1日に20kmくらいを移動することは可能であったであろう。そうであれば2ヶ月で1,200kmくらいは移動できたことになるから、王舎城から舎衛城までは約600kmであるから、ちょうど期間内に往復できるということになる。

[5-3] なお次のものは聚落中を「遊行」していたというから、この遊行は乞食程度のものをさすのである。

『僧祇律』「(比丘尼) 僧残 010」(大正 22 p.520 中) : そのとき迦梨比丘尼が聚落中を遊行している間に、僧伽が彼女に依止する弟子を拳羯磨にかけた。そこで帰って来た迦梨比丘尼が比丘尼を集めて、自分の弟子に捨拳羯磨を与えようとした。

『十誦律』「(比丘尼) 波夜提 139」(大正 23 p.337 上) : そのとき儉羅難陀比丘尼は他に房舎を託さずに聚落中を遊行している最中に失火で房舎を焼いた。比丘尼らは各々自分の衣鉢を運び出したが、彼女の衣鉢はすべて焼失した。

また次の例は乞食ではないけれども、単に数日間の外泊程度のものであろう。

『五分律』「捨墮 018」(大正 22 p.033 中) : ときに波斯匿王は辺境に賊が出没したので、梨師達多と富蘭那を派遣して討伐させようとした。そこで2人は互いに「命を失うかもしれない。比丘に供養をしよう」と語り合い、比丘らのところへ施物を持って来

た。比丘らは「どうしたものか」と考えて釈尊に質問した。釈尊は比丘僧を集められたのち、阿難に「自恣まで何日あるか」と尋ねられた。すると阿難が「10日余り」と答えたので、釈尊は比丘らに「前後安居して、自恣まで10日以内であれば、急施衣を受けてもよい」と許可された。ときに比丘らは釈尊が急施衣を許可されたということで、それを担いであちこちへ遊行に出た。これを見た比丘らが彼らを非難して、釈尊に告げた。釈尊は比丘僧を集め、その比丘らを呵責されたのち、比丘らに「衣時まで急施衣を蓄えてもよい」と制戒された。

このように漢訳聖典では、乞食に聚落に出ることも、数日間の外泊程度の移動にも「遊行」という言葉が使われている。「遍歴」という言葉はこのような場合は使わないであろうから、「遊行」という言葉は「遍歴」とは全く異なるニュアンスを有する言葉であることがわかる。

[6] 以上のように、仏弟子たちも釈尊と同様に、多くは複数の人数によってなされる、はっきりとした目的と目的地をもった、最長2ヶ月程度の、僧院に宿泊しながらの「遊行」は行ったが、通常はただひとりの、行方定めぬ、一処不定の、長期にわたる「遍歴」は行わなかった、とすることができる。